

# シリーズ 行財政改革

企画防災課行財政改革推進室 ☎74-3004

## 第1回「財政健全化に関する法律」～



いま地方財政を取り巻く環境は、地方交付税の削減をはじめとする「三位一体の改革」の影響、また社会保障関係経費の増加などによって非常に厳しい局面にあります。特に洞爺湖町においては、一般家庭のローン返済にあたる起債償還が多額です。また、一般家庭の貯金にあたる積立基金が想定を上回るスピードで減少しており、予断を許さない状況にあります。

このため、町では、職員数の削減や特別職及び一般職員給与の独自削減のほか、3月号広報でお知らせしたとおり事務事業評価制度を活用しながら、行財政改革の全庁的取組みを進めております。しかしながら、それでもなお、単年度収支のバランスを取ることができなく基金の取り崩しによる財政運営を余儀なくされております。今後、従来の手法を越えた思い切った行財政改革を推し進めなければ、基金を全て使い果たし、町財政が破たんする可能性もあります。

この難局を乗り越え、将来に向けた確固たる財政基盤を確立するため、徹底した歳出縮減と歳入確保の強化を図る新たな行財政改革の取組みを進める必要があります。



そこで、町財政を取り巻く環境と行財政改革について、住民の皆さんにさらにご理解いただくため、今回からシリーズでその内容をお知らせします。

第1回は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」についてです。

### 《地方公共団体の財政の健全化に関する法律》

国では、平成19年に地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐことを目的とした法律を定めました。

この法律は、地方公共団体ごとの財政力に見合った指標（基準）を定め、一般会計だけでなく、国民健康保険などの特別会計や企業会計も含めた状況を『早期健全化基準（黄信号）』と『財政再生基準（赤信号）』の2段階に分けてチェックし、財政の健全化度合いを明らかにさせるものです。

また、その状況については、毎年度監査を受け議会に報告し公表することとなっており、平成19年度決算は公表だけとなっていますが、平成20年度決算からは実際に両基準を上回ると「健全化計画」の策定だけでなく、起債（借入金）が制限されるなど、さまざまな制約が課せられることになっています。